

近江米 情 報

第53巻
第1号
(通巻261号)
令和4年
04
(2022年)

発行 / 近江米振興協会

編集責任者 / 小久保 泰

安全・安心、
美味しいお米は
近江米。

- 巻頭：令和3年産米食味ランキング特A評価
および食味コンクール
- 滋賀県農業・水産業基本計画の概要について

大津市松本一丁目 2-20 滋賀県農業教育情報センター内
TEL(077)523-3920 TEL(077)523-3920
ホームページ <http://www.ohmimai.jp/>
E-mail : shiga@ohmimai.jp



特A評価3年連続を喜ぶ三日月会長（滋賀県知事）と関係者（令和4年3月2日 県庁知事室）

近江米「コシヒカリ」3年連続「特A評価」獲得!!

近江米振興協会 会長
滋賀県知事 三日月 大造

一般財団法人日本穀物検定協会の令和3年度産米の食味ランキングにおいて、近江米「コシヒカリ」が3年連続の特A評価となりました。

滋賀県の主力品種であるコシヒカリは、県内栽培面積の品種別において1／3を占める人気の高い品種であり、また、本県以外の他地域においても多数栽培されている中での特A評価です。

昨夏は、猛暑が続く一方、大雨や日照など厳しい天候条件が続く中、基本となる土づくりや品質管理の徹底を行った生産者の皆さんの努力であったと思います。暑い中でのほ場やあぜ道の草刈り、水管理などを一生懸命やっていただいたことが最高評価を受けたものだと思います。

米の産地としての信頼を高められ、汗を流して頑張っていただいた農家の皆様に敬意を表すとともに、近江米の品質と知名度をさらに上げ、消費者の皆さんに美味しいお米を届け、新型コロナウイルスに負けずお米で栄養をつけていただきたいと思います。また、環境こだわり農業・オーガニックも含めて消費者の皆様から「やっぱり近江米やね」ということを今以上にお聞きしたいと思います。

今後も、消費者の皆様から「近江米」と指名をされるよう、しっかりとPRしブランド力の向上をさらに目指して生産者および関係者一丸となり、自信と誇りを持って近江米の振興に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年3月2日（県庁知事室）特A評価獲得を近江米振興協会会長である三日月知事へ報告



（左から）JA全農しが 高木米麦農産部長、JA滋賀中央会 深尾専務、近江米振興協会 長井事務局次長
三日月知事、西川農政水産部長、ヘルシーくん

【令和4年3月2日一般財団法人日本穀物検定協会の公表資料】

- ①令和3年産米の食味ランキング公表資料 ②令和3年産米の食味ランキング冊子
- ③令和3年産米の食味ランキング対象産地品種一覧 ④令和3年産米の食味ランキング R3R2 対比表
- ⑤食味試験

○令和3年度近江米食味コンクール受賞者

(敬称略)

区分	みずかがみ部門		環境こだわりコシヒカリ部門	
最優秀賞 (滋賀県知事賞) 及び 協会長賞	西川 政一	東近江市	かわむらふあーむ 川村 克己	甲賀市
優秀賞 (滋賀県農協中央会長賞) 及び 協会長賞	農事組合法人 花垣の里垣見	東近江市	鵜飼 幸治	栗東市
優秀賞 (全農滋賀県本部長賞) 及び 協会長賞	農事組合法人 上砥山営農組合	栗東市	宮前 英之	長浜市
優秀賞 (滋賀県主食集荷商理事長賞) 及び 協会長賞	中川 喜久雄	長浜市	寺澤 孝治	長浜市
(参考) 生産者からの 出品数	166 点		105 点	



みずかがみ部門

西川 政一さんの奥様（右）



環境こだわりコシヒカリ部門

川村 克己さん（左）

令和3年度「みずかがみ」「環境こだわりコシヒカリ」 食味コンクールの審査結果と講評

本コンクールは、主に家庭用として流通している「みずかがみ」と「環境こだわりコシヒカリ」の食味や品質を高め、近江米ブランドのより一層の向上を目的として、近江米振興協会の主催により毎年実施しています。

今年度は、コンクールの趣旨に賛同いただいた各地域の生産者から、「みずかがみ部門」で166点、「環境こだわりコシヒカリ部門」で105点、合計で271点を出品いただきました。

昨年の稻作期間は、猛暑が続く一方、大雨や日照不足、短時間での豪雨等もあり、気象変動の大きな年となり、その間の肥培管理や収穫作業に、大変なご苦労をいただきながら、多くの出品をいただき深く感謝を申し上げます。

また、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により主食用米の需要が大幅に減少し、令和3年産米の相対取引価格が低下するなど、稻作経営に大きな影響がありました。西日本の米どころとして近江米を供給してきた本県においては、近江米の需要情報を把握しつつ、より一層需要に応じた生産に努めていく必要があり、農業者をはじめ、関係団体の皆様の御協力をお願いします。

【審査結果ならびに講評】

・一次審査

出品いただきました合計271点について、生産履歴などの出品条件を書類によって確認しました。

・二次審査

出品条件にかなっている全てのサンプルについて、タンパク含有量などによる食味の優劣を判定する「食味計」と、整粒歩合などの外観品質を検査する「品質判定機」による分析を行いました。

分析結果では、食味の重要な指標であるタンパク含有率は、「みずかがみ部門」で平均値が6.7%と、昨年度の6.8%とほぼ同等の結果となりました。

県で設定している「みずかがみ」のタンパク含有量の目標値は6.5%以下で、生産者の皆様が目標達成に向けて研鑽いただいた結果が表れています。

また、「環境こだわりコシヒカリ部門」のタンパク含有率の平均値は、6.2%と、「みずかがみ部門」よりやや良好な結果となりました。

一方、外観品質については、両部門とも昨年度より良くなっているものの、目標の整粒歩

合 80% に満たない「みずかがみ」、「環境こだわりコシヒカリ」が多く見受けられました。

最終審査は、実際に食べた食味（官能評価）により判断することとし、二次審査で上位となったサンプルについて県農業技術振興センターで食味試験を実施しました。

県農業技術振興センターによる食味試験は、訓練を受けたパネリスト 20 名が、炊飯した米の「外観」、「香り」、「味」、「粘り」、「硬さ」の 5 項目について、基準米と比較しながら、その優劣を総合的に評価されているもので、毎年日本穀物検定協会が公表する全国の食味ランキングの評価方法と同じ方法で行われました。

その結果、いずれのサンプルも高い評価でほとんど差がなく、甲乙つけがたい内容であり、栽培技術とともに、美味しいお米を作ろうとする生産者の皆様の熱意を感じたところです。

【部門ごとの審査結果】

別紙のとおり。

受賞されました皆様はもちろん、このコンクールに参加を頂きました方々には、それぞれに、土づくりから水管理、施肥、防除、収穫に至るまでの基本技術をはじめ、きめ細かな管理をいただき、「みずかがみ」や「環境こだわりコシヒカリ」の特性を最大限に引き出す米づくりを実践いただいたものと考えております。

コロナ禍等によって米の需要が大きく変化する中、米を中心とする本県では、生産と販売の結び付きをより一層強化するとともに、家庭用向けの主力品種である「みずかがみ」や「コシヒカリ」について、環境こだわり米やその象徴であるオーガニック米など、滋賀ならではの特色ある米づくりによって需要を拡大していく必要があります。

そのためには、今後も安全・安心で美味しい近江米を安定して生産 供給いただくことが重要であり、結果として、近江米のブランド力の向上につながるものと考えております。

生産者の皆様お一人おひとりが、自信と誇りをもって、大切に生産いただくこと、そして、皆様の取組を地域の方々に広げていただき、皆様方の手で「近江米ブランド」をより大きく育てていただきますようお願い申し上げます。

10年後の目指す姿の実現に向けて ～「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定～

滋賀県農政水産部農政課

滋賀県では、令和3年10月に、「滋賀県農業・水産業基本計画（以下、基本計画という）」を策定しました。この基本計画は、滋賀県の農業・水産業が目指す10年後（2030年）の姿を示し、その実現に向けて県民の皆さんと進めていく5年間の施策を定めた計画です。近江米をはじめとする農業の生産振興や流通・販売対策、農地の基盤整備や農村振興、畜産振興、水産振興など本県農業・水産業関係のすべての施策を進めていくうえで基本となる計画です。

1 基本理念 「県民みんなで創る 滋賀の『食と農』を通じた『幸せ』」

私たちの滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」は、農畜水産物を育て、採る生産者、消費者へ届ける流通・小売事業者、食べる消費者といった立場の異なる多様な人のつながりの中で生まれ、届けられています。

今般のコロナ禍の中で、私たちは「地元で農畜水産物が生産されている安心」、「人のつながりの大切さ」、「滋賀の農山漁村が近くにあることの価値・魅力」といったこれまで感じにくかった気づきを得ました。

農業・水産業に関わる人の不足の深刻さに加え、コロナ禍で得たこれらの気づきから、本計画では滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」の価値・魅力を生産者、流通・小売事業者、消費者といった県民みんなで創っていくため、基本理念を次のように定めました。

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」



基本理念を表現した図

2 目指す 2030 年の姿

基本理念を念頭に置き、滋賀の農業・水産業が目指す 10 年後（2030 年）の姿として、「農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する」を共通視点に、その上に「経済活動としての農業・水産業の競争力を高める」、「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」、「琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する」の、合わせて 4 つの視点から描いています。



共通視点「人」

基本理念に掲げる「幸せ」は、多様な立場から「食と農」に関わり、支える「人」の存在が必要不可欠であるため、「経済」、「社会」、「環境」の各視点に共通する「人」の視点として、子どもから大人まで全ての世代で滋賀の農業・水産業と関わる「人のすそ野」が拡大している姿を目指します。

視点「経済」

経営力の向上により生産者が十分な収入を確保することで、経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力（競争力）が高まっている姿を目指します。

視点「社会」

琵琶湖を中心とした農業・水産業の営みの中で独自の食文化・伝統文化を育んできた豊かな資源を持つ農山漁村が、多様な主体の参画により次世代に引き継がれている姿を目指します。

視点「環境」

「環境こだわり農業」等の取組を進めることで農業・水産業の経済活動と琵琶湖を中心とする環境保全を両立させるとともに、気候変動による自然災害等のリスクに対応することと併せて温室効果ガスの排出削減に取り組む姿を目指します。

3 政策の方向性

人・経済・社会・環境の4つの視点から次のような方向性で施策を展開します。

共通視点 「人」 ~農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する~

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 人・1 新規就農者・新規漁業就業者等を確保する | 人・2 滋賀の農業・水産業のファンを拡大する |
| 人・3 県産農畜水産物を積極的に取り扱う
食品関連事業者を増やす | 人・4 農業・農作業の持つ多面的機能を
活かした共生社会をつくる |

視点 「経済」 ~経済活動としての 農業・水産業の競争力を高める~

- | | |
|---|--|
| 経済・1 農業・水産業がより魅力ある職業になる | 経済・2 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する |
| 経済・3 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する | 経済・4 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する |
| 経済・5 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚等の「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する | |

視点 「社会」 ~豊かな資源を持つ農山漁村を 次世代に引き継ぐ~

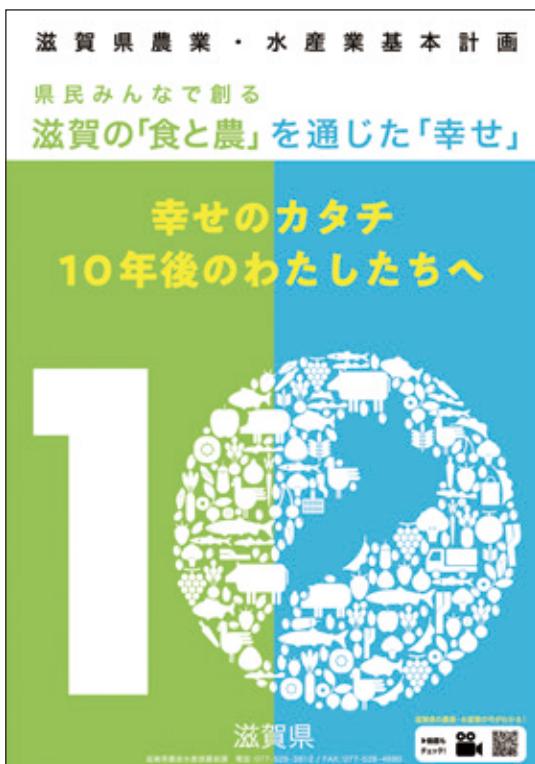
- | | |
|---|--|
| 社会・1 農業水利施設や農地等の農業生産における基礎的な資源を次世代に引き継ぐ | 社会・2 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ |
|---|--|

視点 「環境」 ~琵琶湖を中心とする環境を守り、 リスクに対応する~

- | | |
|--------------------------------|---|
| 環境・1 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する | 環境・2 琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる |
| 環境・3 気候変動による自然災害等のリスクに対応する | |

4 「人のすそ野」の拡大に向けて

基本計画をより多くの方と共有できるようリーフレットとポスターを作成し、県ホームページで掲載する他、県内の行政機関やJA、直売所などで掲示しています。



ポスター（左）

基本計画
ホームページ



リーフレット（上）

環境保全型農業直接支払交付金について

農政水産部
みらいの農業振興課

はじめに

環境保全型農業直接支払交付金では、環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を行った場合に、経済的支援をしています。

農林水産省では、令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現する新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定されました。

SDGs（持続可能な開発目標）や環境に対する国内外の関心が高まる中、食料の安定供給と農林水産業の持続的発展を目指すものです。

この内容を踏まえて、環境保全型農業直接支払交付金についても、令和4年度から、次のとおり制度の見直しが行われます。



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

<令和4年度からの主な変更内容>

【みどりのチェックシートの取組】

これまで、「国際水準GAPの実施」が交付要件とされていました。みどりの食料システム戦略を踏まえて、実施るべき取組を定めた「みどりのチェックシートの取組」を実施することに変更されました。

①『みどりのチェックシート』の取組に関する研修

毎年、次のいずれかの研修の受講が必要となります。

- *市町等が主催する対面研修の受講（令和4年度は、6月以降に開催を予定）
- *農林水産省が提供するオンライン研修

*これまでの「国際水準GAP」の研修では、2年に1度の受講でしたが、今後は、毎年受講が必要です。

②『みどりのチェックシート』の取組

①の研修で学んだ内容に基づいて、取組を実施します。

取組項目

- 化学合成農薬使用量の低減
- 化学肥料使用量の低減
- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 農作業安全

上記内容にすべての項目に取組んで、その結果を『みどりのチェックシート』で点検（☑欄への記入）します。

チェックしたシートは、他の交付金の書類と一緒に市役所へ提出してください。

各取組を行ったことを証明する書類を保管してください（証明する書類を作成できない取組を実施した場合は不要です）。

証明する書類は、市町の職員、県のGAP指導員等による検査（抽出検査）の際に見せていただく場合があります。

【取組拡大加算の新設 (有機農業の取組拡大支援)】

農業者団体による有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ、定着に向けた技術指導や助言、相談対応等の活動が取組拡大加算として新設されます。

同一の農業者団体内に、有機農業の指導を行う十分な知識を有している者、有機農業の指導を受ける者（新たに有機農業に取り組む）の双方があり、令和4年度に有機農業の取組※を行うこと、定期的（月1回以上が目安）な指導や相談対応などの活動が必要です。

既に有機農業に取り組んでいる農業者がその面積を拡大する場合は、支援対象となりません。

交付単価：指導等によって増加した新規取組面積について 4,000 円 /10a

*そば等雑穀、飼料作物は対象となりません。

【地域特認取組「緩効性肥料の利用」 被膜殻の流出防止対策を要件追加】

地域特認取組の緩効性肥料を利用した取組について、河川等への樹脂（プラスチック）由来の被覆肥料の被膜殻流出が問題となっていることから、被膜殻の流出防止対策を要件として追加します。

（要件追加となる取組名）

露地野菜：緩効性肥料の利用

および省耕起

茶 茶園：緩効性肥料の利用および深耕

被膜殻の流出防止対策として、次の取組を実施してください。

- ①被膜殻がほ場外に流出するおそれがないかを確認する。
- ②流出の恐れがある場合は、対策を行う。

①、②の実施結果については、実施状況報告の高度な取組の生産記録において、報告をお願いします。

*なお、取組の翌年に水稻を作付ける場合は、被膜殻を流出させない管理に努めてください。

また、地域特認取組『緩効性肥料の利用および長期中干し』の取組（水稻）については、令和2年度から被膜殻の流出防止対策を要件としています。

樹脂由来の被膜を用いた被覆肥料を利用している場合は、以下のことに取り組んでください。

- ①あぜ塗り等による漏水防止対策および浅水代かき等により田植前の強制落水を行わない水管理を行う。
- ②代かき後に浮遊する被膜殻の状況を確認する。
- ③浮遊している被膜殻を発見した場合は、すくい取り等により回収する。

詳しくは、パンフレット「環境保全型農業直接支払交付金の概要（令和4年3月 食のブランド推進課）」をご覧下さい。

環境こだわり農業をさらに進めることによって、近江米のブランドイメージが高まります。引き続き、環境こだわり農業の取り組みにご理解とご協力をお願いします。



令和3年度 水稻優良種子生産者表彰について

一般社団法人
滋賀県種子センター

鈴鹿の山深い山系を源として、琵琶湖まで至る犬上川・愛知川両流域に広がる穀倉地帯のなかに、50年以上にわたって水稻「近江米」の種子づくりが続けられています。

県の指定を受けた「採種ほ場」は、東近江市市原、東近江市愛東、彦根市宇尾・愛荘町岩倉の4カ所にあり、近江米生産の基礎となる種子が栽培されております。



平尾種子組合 木村さん（右）

（一社）滋賀県種子センターは、県、種子場を擁する JA（グリーン近江、湖東、東びわこ）等の関係機関・団体が一体となって、生産者の技術向上や品質改善意識の高揚を図り、優良種子の安定した生産と混種等事故防止の強化に資することを目的として、優秀な生産者を表彰する表彰事業を行っています。

令和3年度の受賞者は東近江市平尾の平尾種子組合 木村さんです。

本来なら、2月末頃に水稻種子生産者を対象とした研修会を開催し、その上で受賞者に滋賀県知事賞等を授与しておりましたが、今年度も新型コロナウィルス感染症対策の為、残念ながら研修会を中止しました。

このため、別途に表彰式をJA湖東本所で開催し、賞状の授与を行いました。



平尾種子組合 木村さん（左から3人目）と関係者一同

令和4年産 麦類の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員に対して、以下の事項に留意しながら品位格付け等を行うよう指導を徹底。

1 受検者等への周知に関する事項

(1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

- ① 水分の高い麦を高温で急速に乾燥すると、熱損粒、硬質麦、たい色粒の発生及びビール大麦の発芽勢を低下させる等、品質を著しく低下させることとなる。
また、乾燥不足は麦の貯蔵性を悪くするとともに、加工適性に大きく影響することとなる。
- ② 麦については、収穫適期が梅雨の時期に遭遇し、収穫適期の幅も非常に狭いことから、穀粒水分、送風温度、乾燥時間等に十分注意し適切な乾燥を行うとともに、仕上げ水分は戻り水分を考慮すること。

(2) 受検品の均質性の確保

- ① 共同乾燥調製施設（以下「施設」という。）の荷受け時において、水分の測定や、発熱、異臭等の有無の確認を行うとともに、特に赤かび粒、発芽粒、麦角粒、なまぐさ黒穂病粒等の被害粒等の混入には細心の注意を払い、品質に応じた仕分けを徹底すること。
また、品質事故を防止する観点から、施設の乾燥能力に見合った計画的な荷受けを行うこと。
- ② 調製段階において、品位に応じた適切な調製機器を使用し、細麦、被害粒等の除去及び均質化が図られるよう入念に調製を行うこと。

(3) 適正な荷造り・包装等の実施

- ① フレコンの点検及び清掃を入念に行うこと。
- ② フレコンの封印を行う場合は、農産物検査業務規程の「等級証印及び農産物検査員の認印の管理」及び「フレコンの封印方法」の項に定めるところにより行うこと。

(4) 検査請求書の記載方法

- ① 農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領の制定について」（平成21年5月29日付け21総食第213号（総合食料局長通知（以下「基本要領」という））の国内産農産物の検査実施マニュアルに定められた「検査請求書の記載方法」に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう、受検者に指導すること。
また、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認すること。
- ② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を受けようとするものについては、検査請求書の備考欄に「数値」と記載するよう指導すること。

2 適正な農産物検査の実施に関する事項

(1) 適正な品位格付け

- ① 赤かび粒
 - ア 麦類の赤かび病の病原菌であるフザリウム属の菌がデオキシニバレノール（毒素）を产生するとされていることから、農産物規格規程において、赤かび粒の混入限度を「0.0%」と定めており、細心の注意を払い判定すること。
イ 赤かび粒かアントシアン粒かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果に基づき判定すること。（別添参照）
- ② 発芽粒、たい色粒
発芽やたい色した麦は低アミロース麦となり、二次加工適性を著しく損ねる原因となることから、的確に判定すること。
- ③ 異臭麦の判定
事前の品質予察等から異臭麦の発生が懸念される場合は、次の方法により複数の者で迅速に異臭の有無を判定すること。
 - ア 電動粉碎器等で粉碎する。（異臭の強いものは、この段階で臭う。）
 - イ 粉碎したものに湯を注ぐ。
湯の温度は70°C（熱湯を注ぐと臭いが瞬時に発散してしまう。）とし、湯の量は攪拌棒で攪拌しているうちにまとまる程度（粉の概ね4割程度）とする。
また、攪拌棒及び容器等は、臭いのするもの（割箸、プラスチック、紙コップ等）の使用は避ける。

- ウ 嗅ぎ分けの間に臭いが薄くなってきたら、攪拌棒でイのまとったものを攪拌し直す。
- ④ 熱損粒及び硬質粒
外観からは、判定しにくいので、状況に応じた単位ごとにパーリング等を行い確認すること。
 - ⑤ 異物
土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならないとされており、このような異物が混入したものは検査を行わないこと。

(2) 適正な農産物検査証明の記載

- ① 検査証明の内容及び記載事項について、農産物検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことなどが記録として残るよう、チェックリスト等を作成し活用すること。
- ② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を発行する場合は、定められた様式を使用すること。
また、水分測定については、基本要領の標準計測方法、使用する検査機器として仕様・精度が確認されたもの使用すること。
- ③ 農産物検査法施行規則の改正により、令和3年9月1日から皆掛重量の検査証明が廃止されたことから、新たに紙袋を印刷する際は皆掛重量欄を削除すること。
ただし、令和5年8月31日までは、紙袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合、当事者間の判断で記載された皆掛重量として取り扱うこととなる。

3 検査結果報告書の期限に関する事項

登録検査機関は、農林水産大臣が定める期日までに報告書を農林水産大臣あてに提出することになっている。(法第20条)

報告書等については、滋賀県知事が定める期日までに滋賀県知事あてに提出すること。

(別添)

赤かび粒の基準

規格規程第1の4の定義の8、同第1の5の定義の7及び第1の6の定義の7の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

- (1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の1/4以上のもの。
- (2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒(病害粒)とする。
- (3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。
- (4) アントシアンの取扱い
 - ① 試験研究機関等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン(遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。)であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。
 - ② アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。
 - ③ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行うものとする。



【大麦のアントシアン】



* 赤かび粒については、サーモンピンク色の粉状のかびを生じ、粒の表面がかびでザラついているのに対し、アントシアンによる赤色粒については、光沢があり、表面はつるつるして、芒の延長線上に着色が認められ、基部に集積する。

麦類の赤かび病防除について

～令和4年4月よりデオキシニバレノール(DON)
の基準値が適用されます！～

病害虫防除所

1. 麦類の赤かび病とかび毒について

赤かび病は麦類の重要病害の一つで、主に穂に発生し、開花期～乳熟期に降雨日が多く、平年より気温が高いと多発する傾向があります。赤かび病が多発すると減収するだけでなく、赤かび病菌が產生する人畜に有害なかび毒（マイコトキシン）による汚染が懸念されることから、赤かび病を発生させない対策が重要です。特に、令和4年4月より、食品衛生法に基づいて、かび毒の一一種であるデオキシニバレノール（DON）の小麦での成分規格が 1.0mg/kg を超えて含有するものであってはならないとされました。今後、小麦中のDONが 1.0mg/kg を超えると、流通や販売することができなくなることから、赤かび病の防除対策が重要となります。

2. 防除対策

赤かび病菌によるかび毒汚染を防止するためにも、農薬による防除は必須です。防除の基本的な考え方について、次のとおりまとめましたので、これを参考に、適期防除ができるよう取り組みましょう。

～麦類赤かび病防除の基本的な考え方～

- ①小麦（「びわほなみ」を除く）は、開花始め～開花期に農薬を散布する。二条大麦は、穂揃い10日後頃に農薬を散布する。
- ②小麦（「びわほなみ」）および六条大麦は、赤かび病に弱いことから、開花始め～開花期とその7日～10日後頃に農薬を散布する。



コムギ赤かび病



コムギ赤かび病(拡大)

- ③降雨が続き、多発が予想される場合は、最終散布1週間後頃に雨の止み間をみて追加防除を行うようとする。
- ④収穫後、乾燥・調製するまでに時間がかかると赤かび病菌が増殖し、かび毒が產生される場合があることから、収穫後は速やかに乾燥させる。
- ⑤共同乾燥調製施設では、荷受け時に赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒がみられた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。またDON濃度を確認し、基準値（ 1.0 mg/kg ）以下になるように調製を行う。



赤かび病被害粒

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また、農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

濁水防止

～美しい琵琶湖をいつまでも～

J A 滋賀中央会

滋賀の美しき琵琶湖。近畿の水がめである琵琶湖の水は、近畿に住む約1,450万人の飲料水等に利用され、生活の支えとなっています。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖再生法）では、琵琶湖は多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、『国民的資産』として位置づけられています。また、滋賀県として環境に配慮した滋賀県の農業を「琵琶湖システム」として位置づけ、「世界農業遺産」への認定を目指しています。

間もなく春の農繁期を迎えます。河川へ流れる農業濁水は、圃場の土や肥料を流すことになり、琵琶湖の水質や生態系に大きな影響を及ぼすことにつながります。

J A グループ滋賀では、美しい琵琶湖の環境を守り維持していくため濁水防止の啓発活動に取組んでいます。

農業者の皆様一人一人の心掛け・環境に対する思いやりが国民的資産である琵琶湖の保全につながります。関係機関一体となって濁水防止活動に取組みましょう。

なお、滋賀県屋外広告物条例では、汚れや色あせまたは塗料等のはく離が著しいもの、破損や老朽の度合いが著しいもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの設置は禁止されています。啓発資材を屋外へ設置する際には十分注意しましょう。

《濁水防止のポイント》

- ①：元肥は水を入れる前に施用し、
土とよく混ぜてから水を入れる。
- ②：代かきは、できる限り浅水で行う。
- ③：排水口はしっかり閉め、濁った水
が流れないようにする。
- ④：畦塗りやアゼ波シートで水漏れを
防止する。
- ⑤：田植え前には、水を落とさない。
- ⑥：田植え後の「かけ流しかんがい」
はせず、水を大切に使う。





近江米振興協会
<http://www.ohmimai.jp>